

「福岡広域都市計画道路 1・4・1 - 3 号 都市高速道路 3 号線延伸事業
環境影響評価書」に対する環境大臣意見

福岡広域都市計画道路 1・4・1 - 3 号 都市高速道路 3 号線延伸事業(以下「本事業」という。)は、福岡空港国内線旅客ターミナルへのアクセス強化及び国道 3 号空港口交差点の混雑緩和を図ることを目的に、福岡都市高速道路 3 号線を福岡空港方面に約 1.8km 延伸する事業である。

対象事業実施区域及びその周辺の地域は、市街地が形成されており、都市計画において準工業地域、第一種住居地域に指定されており、現況において自動車騒音が環境基準を超過している地点が存在する。本事業は、当該地域において、供用時に相当程度の交通量が見込まれる自動車専用道路を高架及びトンネル構造で建設する計画であり、本事業の実施に伴い、主に騒音及び日照阻害による生活環境への影響が懸念される。

今後、本事業の実施に当たって、環境への影響を回避又は極力低減するよう、次の措置を適切に講ずるとともに、その旨を補正後の評価書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 環境保全措置の具体化

今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。

(2) 地域住民等への丁寧な説明

本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。

(3) 周辺工事との影響の低減

対象事業実施区域の周辺において工事が進められている「福岡空港滑走路増設事業」について、本事業と工事期間が重複する場合は、当該工事の内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに本事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置

を講ずることにより、周辺環境への影響を低減すること。

2．各論

(1) 騒音及び日照障害

対象事業実施区域及びその周辺には、現況において複数の騒音発生源があり、自動車騒音が環境基準を超過している地域が存在している。また、本事業により新たに整備される構造物については、日照障害を増大させるおそれがあることから、生活環境への影響が懸念される。

このため、本事業における既存道路に係る排水性舗装の敷設等の騒音に関する環境保全措置については、当該道路管理者及び関係機関と連携の上、供用後の対象事業実施区域及びその周辺における騒音の状況や交通量を踏まえ、環境基準が達成されるよう、適切に講ずるよう努めること。また、遮音壁の設置に当たっては、沿線住民からの意見等を踏まえ、日照障害や住居等保全対象からの圧迫感等も考慮した上で、適切に騒音影響を低減できる位置、高さ、材質等を決定すること。設置後においても、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切に維持管理すること。

(2) 地下水及び地盤

対象事業実施区域及びその周辺の地域は、地下水位が高く、比較的軟弱な地盤が分布していることから、専門家等からの助言を踏まえて、地質調査等を適切に実施し、その結果に基づき、トンネル工事に伴う地下水及び地盤への影響を回避又は極力低減するための適切な設計及び施工方法を採用すること。

また、当該工法の効果を確認又は検証するため、工事着手前から施工後の下流側への地下水供給量が安定するまでの間、地下水位及び地盤沈下に係る環境監視を行い、当該工法の効果が確認されない場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、施工計画の見直しを含む必要な措置を講ずること。さらに、施工後においては、当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう適切に維持管理すること。

なお、軟弱地盤対策のための地盤改良工事を実施する場合は、国土交通省の技術指針等に基づき、適切に施工管理を行うとともに、必要に応じて工事中から工事後一定の期間まで適切に地下水質等の環境監視を行い、その結果を踏まえ、当該区域及びその周辺において、地下水及び地盤に重大な影響が生じるおそれが確認された場合には、直ちに工事を中断し、必要な措置を講ずること。

(3) 廃棄物等

ア．廃棄物の再生利用及び適正処理の推進

工事に伴い発生する廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。

イ．建設発生土の現場利用の推進及び適切な管理

建設発生土については、現場での利用を推進すること。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適正な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。

ウ．工事に伴う建物の解体・撤去

工事の実施に際し、対象事業実施区域内に存在する建物の解体・撤去を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、再資源化に努めること。